

令和 7 年 (2025 年) 7 月 16 日

高等学校等就学支援金を
受給していない生徒とその保護者の方へ

北海道大麻高等学校長 岩 崎 弘 之

高等学校等就学支援金受給資格申請の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定申請をしたことがない方、または申請したが不認定となった方は、今回新規に申請が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、期日までに申請してください

また、併せて高校生等臨時支援金（以下、「臨時支援金」という。）の登録も行ってください。

記

1 申請期限

令和 7 年 (2025 年) 7 月 24 日 (木) まで

※e-Shienのマイナポータルのシステムメンテナンスのため、手続きが出来ない日があります。
システムの「お知らせ」を参照してください。

2 届出方法

マニュアルの「②新規申請編」と「臨時支援金」を参照してください。

「臨時支援金」は、②新規申請編の結果画面（受付番号が表示される）の下部の「臨時支援金意向登録」から始まります。

3 留意事項

- (1) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※支給対象となる生徒本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

- (2) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納めていただきます。
- (3) 確認の結果については、確認され次第文書でお知らせします。
- (4) 保護者等の人数に変更があった場合は、事務室までご連絡ください。
- (5) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務室までご連絡ください。

連絡先 北海道大麻高等学校 事務室
就学支援金担当：山本
連絡先：011-387-1661
平日の8時30分から16時30分まで